

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百三号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十二月一日から適用する。

平成三十年十一月三十日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇四十八 (略) 四十九 削除 五〇六十六 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇四十八 (略) 四十九 陽子線治療 肝内胆管がん(切除が不能と判断されたものであつて、化学療法が奏効しないもの又は化学療法の実施が困難なものに限る。) 五〇六十六 (略)</p>